

## 令和 8 年度熱中症予防啓発期間広報事業 企画提案公募要領

本公募は県の本予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度熱中症予防啓発期間広報事業

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(3) 事業の目的

熱中症の発生を未然に防ぎ、一般県民等の健康管理に資するため、各種広報媒体を活用し熱中症予防啓発を行う。

(3) 委託上限額

委託料 2,084 千円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

### 2 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に本店・支店又は営業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせにおいて、円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体から、過去に当該事業と同様の事業を受託し、円滑に実施した実績を有すること。
- (3) 当該事業の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な技術、手法、情報、経験、実施体制が十分な者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国又は沖縄県から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

- (7) 沖縄県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。

#### 4 公募スケジュール（予定）

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| (1) 公募開始               | 令和8年3月30日（月）    |
| (2) 質問締切               | 令和8年4月3日（金）     |
| (3) 公募締切               | 令和8年4月10日（金）    |
| (4) 第一次審査（書類審査）        | 令和8年4月17日（金）※予定 |
| (5) 第二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和8年4月24日（金）※予定 |
| (6) 第二次審査結果通知          | 令和8年4月下旬        |
| (7) 契約                 | 令和8年5月上旬        |

#### 5 応募方法等

- (1) 応募に係る質問
  - ア 受付期限： 令和8年4月3日（金）※厳守
  - イ 質問方法： 会社名・担当者名・連絡先を記載し、メールにて送信
  - ウ 回答方法： 令和8年4月8日（水）までに沖縄県保健医療介護部地域保健課HPに掲載する。
  
- (2) 応募書類
  - ア 応募期限： **令和8年4月10日（金）※厳守**
  - イ 提出方法： 沖縄県保健医療介護部地域保健課に持参又は郵送により提出
  - ウ 提出書類： ①応募申請書（様式1）  
②企画提案書（様式2）  
③会社概要表（様式3）  
④見積書（様式4）  
⑤作業スケジュール・実施体制（様式5）  
⑥実績書（様式6）  
※①～⑥までを1セットとして6部（正本1部及び副本5部）提出

#### 6 審査方法

(1) 第一次審査（書面審査）

提出された企画提案書等について、沖縄県保健医療介護部地域保健課において評価を行い、上位3者以内を選考する。なお、企画提案提出事業者が3者以下の場合は、第一次審査を実施せず、応募資格に適合する提案事業者を第二次審査の対象とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案選定委員会において、書面審査で選考された提案事業者によるプレゼンテーション及び審査員による質疑を行う。

(3) 受託候補者の選定

第一次審査及び第二次審査の結果を踏まえ、総合的に最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。

## 7 契約

(1) 審査会により選定された受託候補者は、沖縄県保健医療介護部地域保健課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容、費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

(2) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第101条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

## 8 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費等については、提案事業者の負担とする。

(2) 企画提案のために提出された書類等は、返却しない。

(3) 提案事業者の選考は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(4) 企画提案は、1事業者あたり1件とする。

(5) 本委託業務の実施により制作されたものの著作権等については、沖縄県に帰属するものとする。

(6) 本委託業務の実施に当たり、受託者が第三者に与えた損害については、受託者の責任と費用をもって処理する。

## 9 問い合わせ先

沖縄県保健医療介護部地域保健課 疾病対策班 熱中症担当

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

電話：098-866-2215 F A X：098-866-2241

E-mail：aa090701@pref.okinawa.lg.jp